

堆肥化処理の理論と実践

家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要

1. 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

管理基準の遵守

- (1) 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定

1) 管理基準

ア 施設の構造に関する基準

- ・ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆いおよび側壁を有するものとする
- ・尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

イ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、施設に置いて管理すること
- ・施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと等

- (2) 畜産業を営む者による管理基準に即した家畜排せつ物の管理

- (3) 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

2) 小規模畜産農家については、管理基準は適用しない

- ・牛10頭未満
- ・豚100頭未満
- ・鶏2000羽未満
- ・馬10頭未満

3) 指導・助言、勧告・命令の流れ

- ・まず、自発的な管理の適正化を促すために指導・助言を行い、
- ・なお、管理基準に違反している者に対して、勧告を行い、更に強く自発的な管理基準の遵守を促し、
- ・それでも、管理基準に従わない者に対して命令を行うことが出来る。

- (4) 管理基準の適用については、必要な経過期間（最大で5年間）を設定

2. 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

(1) 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

(2) 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

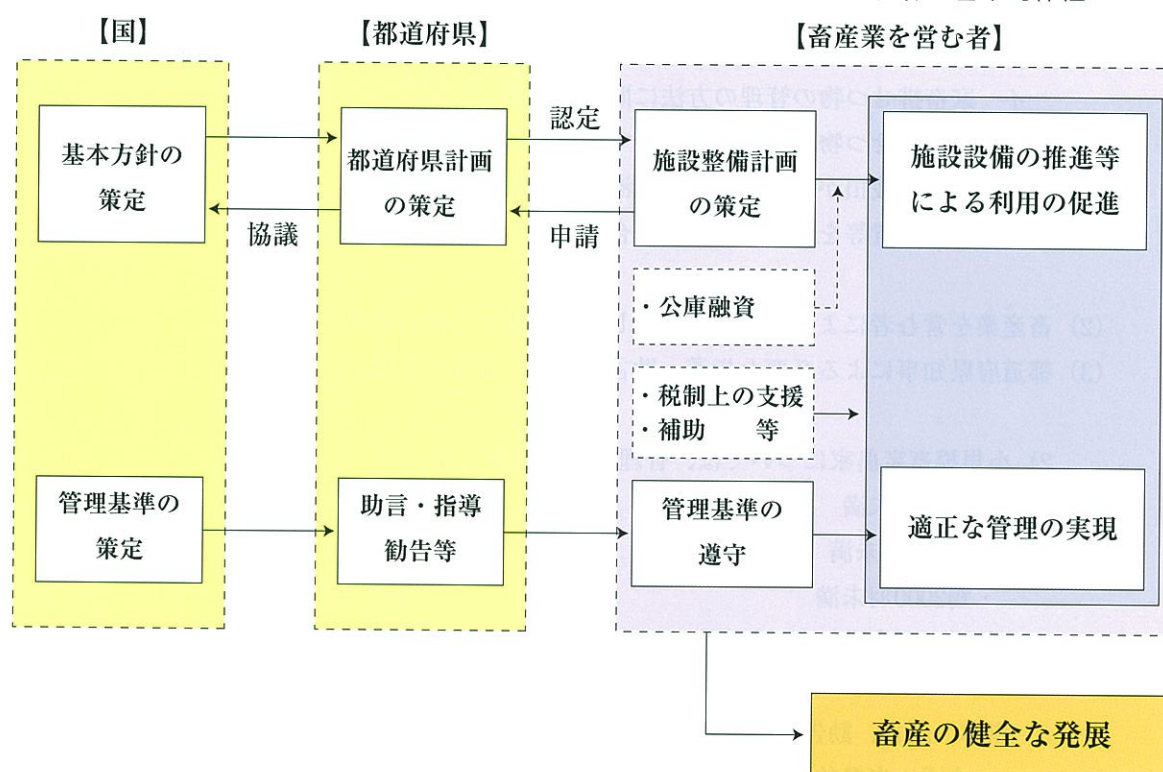
(3) 金融上の支援措置

ア. 畜産業を営む者が作成する施設整備計画の認定（都道府県知事）

イ. アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資

（施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の貸借料の全額一括支払い等に必要な資金を融資）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の基本的枠組み



参考：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について「畜産環境整備機構」